

「教員業務支援員希望者登録をされる皆様へ」

公務員の服務規律について

公務員は全体の奉仕者としての性格を有することから、民間企業の場合とは異なった服務規律が定められています。具体的には地方公務員法により、次のようなものが規定されています。

1 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 服務義務

①職務上の義務

ア 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

イ 職務に専念する義務

②身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止

イ 秘密を守る義務

ウ 政治的行為の制限

エ 争議行為等の禁止

オ 営利企業等の従事制限

※上記、地方公務員法の各規定が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となります。